

令和8年度

(令和7年度実績)

計量業務の概要

岐阜県計量検定所

目 次

I 計量検定所の概要

1 沿革	4
2 所在地及び施設概要	4
・ 配置図	5
3 組織	6
(1) 機構	6
(2) 職員の配置状況	6
4 歳入と歳出	7
(1) 歳入実績	7
(2) 歳出実績	7
5 基準器及び検定検査設備保有状況	8
6 特定市	9
7 市町村との連携	9
(1) 特定市協議会	9
(2) 定期検査事務打合会	9
(3) 商品量目立入検査等の権限移譲	9

II 業務の概要

1 計量関係事業の届出及び登録	10
(1) 市町村別製造・修理事業者数	10
(2) 事業区分別製造・修理事業者数	10
(3) 市郡別届出販売事業者数(質量計)	11
(4) 市郡別計量証明事業者数	12
(5) 適正計量管理事業所の指定状況	13
(6) 指定製造者(特殊容器製造)	13

2	特定計量器の検定	14
3	基準器の検査	15
4	特定計量器の定期検査	15
	(1) 検査件数と不合格件数	15
	(2) 検査器物の種別個数	15
	(3) 検査器物の市町村別成績	16
5	定期検査に代わる計量士による検査	18
	(1) ひょう量5t未満の質量計	18
	(2) ひょう量5t以上の質量計	18
6	計量証明検査に代わる計量士による検査	19
	(1) ひょう量5t以上の質量計	19
	(2) 環境計量器(濃度計、騒音計、振動レベル計)	19
7	環境計量器の検定	19
8	依頼検査	19
9	立入検査	20
	(1) 計量器の立入検査成績	20
	(2) 商品量目立入検査成績	20
	(3) 商品量目立入検査成績の内訳	21
	(4) 事業者への立入検査	22
10	計量思想の普及	23
	(1) 計量記念日における計量関係功労者の知事表彰	23
	(2) 計量記念日ポスターの募集及びポスター展の開催	23
	(3) 夏休み計量教室の開催	23
11	各種証印、表示等	23
	(1) 計量法で定める証印、表示等	23
	(2) 検定、検査等で使用する証印、表示等	24
12	計量検定所業務計画表(令和7年度予定)	25

I 計量検定所の概要

1 沿革

本県の計量検定所は、明治8年の度量衡取締条例の制定とともに計量関係行政を開始し、明治24年の度量衡法の公布に伴い度量衡検定係を設置し、以来次のような経緯を経て今日に至っています。

明治 8 年	太政官布告（第135号）により度量衡取締条例を制定
明治 24 年	度量衡法の公布により度量衡検定係を設置
昭和 26 年	計量法公布
昭和 29 年	岐阜市（岐阜県庁内）に岐阜県計量検定所を設置
昭和 31 年	岐阜県計量検定所組織規則の公布、地方行政機関へ移行
昭和 32 年	岐阜県行政組織規則の制定、岐阜県計量検定所組織規則を廃止
昭和 41 年	岐阜県庁舎が岐阜市藪田へ移転
平成 4 年	計量法（全面改正）の公布
平成 5 年	計量法（全面改正）の施行
平成 10 年	岐阜県行政組織改正により商工労働部商工政策課の内室へ
平成 11 年	県の組織改正により地域県民部生活安全消費者課の内室へ
平成 12 年	計量事務の大部分が機関委任事務から自治事務へ
平成 14 年	県の組織改正により地域県民部県民生活局計量検定所へ
平成 16 年	岐阜市西河渡地内に庁舎を新築、移転し岐阜県計量検定所となる
平成 18 年	県の組織改正により産業労働部計量検定所へ
平成 20 年	〃 産業労働観光部計量検定所へ
平成 21 年	〃 商工労働部計量検定所へ
平成 24 年	〃 計量検定所内組織が検査係・検定係となる
平成 29 年	計量法政省令の改正（特定計量器に自動はかりを追加）

2 所在地及び施設概要

○ 所在地

住所	:	岐阜市西河渡二丁目16番1
郵便番号	:	501-0106
TEL	:	058-254-8188
FAX	:	058-254-8189
E-mail	:	c21705@pref.gifu.lg.jp

○ 施設概要

・敷地面積	2,484.01	m ²
・建物		

完成年月日 平成16年2月20日

本館棟（木造平屋建）

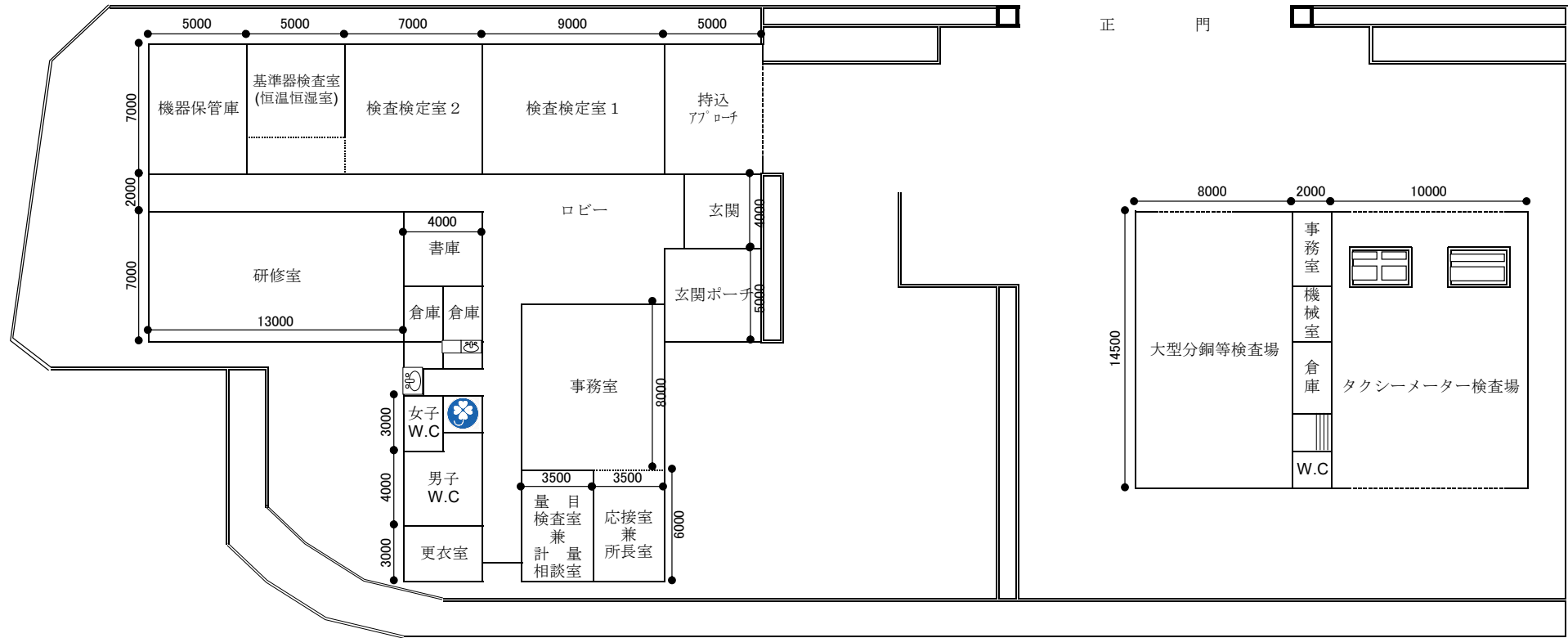
所長室	21.0	m ²
事務室	70.0	m ²
検査検定室 1	61.6	m ²
検査検定室 2	50.4	m ²
基準器検査室	35.0	m ²
商品量目検査室	21.0	m ²
研修室	91.0	m ²
その他	288.2	m ²
計	638.2	m ²

検査棟（鉄骨造平屋建）

大型分銅等検査場	116.0	m ²
タクシメーター検査場	145.0	m ²
その他	29.0	m ²
計	290.0	m ²

合計	928.2	m ²
----	-------	----------------

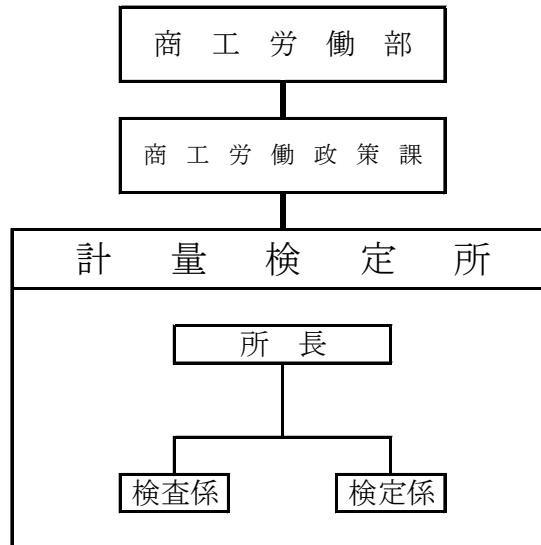
計量検定所 配置図



3 組 織

(1) 機 構

(令和8年4月1日現在)



(2) 職員の配置状況

(令和8年4月1日現在) (単位：人)

区 分	事 務	技 術	計
所 長	1	—	1
検 査 係	2 [1]	1	3 [1]
検 定 係	1	3 (2) [1]	4 (2) [1]
計	4 [1]	4 (2) [1]	8 (2) [2]

(注)

()内は、計量研修センターの「一般計量教習」及び「一般計量特別教習」の教習修了者並びに一般計量士国家試験合格者の合計数(内数)を表わし、[]内は、再任用の数(内数)です。

4 歳入と歳出

(1) 歳入実績

(単位：円)

区分	年度	R5年度決算額	R6年度決算額	R7年度決算額
計量証明事業登録手数料		107,600	0	53,800
計量証明事業登録証訂正手数料		5,250	8,750	3,500
計量証明事業登録証再交付手数料		1,750	0	0
計量証明事業登録簿謄本請求		2,280	0	2,280
適正計量管理事業所指定手数料		0	0	5,100
適正計量管理事業所指定申請検査手数料		0	0	8,400
検定・検査に関する証明書		19,500	15,600	18,000
特定計量器検定手数料		5,666,650	5,319,500	4,975,100
基準器検査手数料		1,235,110	1,217,350	1,352,310
特定計量器定期検査手数料		4,503,070	4,476,790	4,364,760
依頼検査手数料		393,720	591,720	394,620
特定計量器出張検定弁償金		1,203,806	1,183,634	1,217,365
その他		19,600	33,600	26,600
合計		13,158,336	12,846,944	12,421,835

(2) 歳出実績

(単位：円)

区分	年度	R5年度決算額	R6年度決算額	R7年度決算額
共済費		118,792	514,747	499,765
報償費		66,983	7,368	75,973
旅費		3,003,557	2,123,515	2,212,054
消耗品費		739,477	1,033,171	855,995
燃料費		233,034	186,192	228,619
印刷製本費		647,546	606,870	712,752
光熱水費		984,951	790,993	734,761
修繕料		831,065	767,990	738,157
役務費		841,409	858,395	1,002,671
委託料		1,754,751	1,370,503	1,862,503
使用料及び賃借料		130,904	65,706	100,281
工事請負費		0	22,000,000	1,056,000
備品購入費		0	6,301,900	0
負担金補助及び交付金		4,725,385	92,600	82,000
償還金、利子及び割引料		0	0	0
公課費		16,400	16,400	0
合計		14,094,254	36,736,350	10,161,531

5 基準器及び検定検査設備保有状況

主なものは、次のとおりです。

(令和8年3月31日現在)

種 類		型 式 又 は 能 力	数 量
基 準 器	基準巻尺	2m	1
	タクシーメーター装置検査基準器	円周1m	2
	特級基準分銅	20kg～1mg	2 組
	一級基準分銅	10kg～1mg	1 組
	二級基準分銅	20kg～500g	6
	基準ガラス製温度計	0℃,10℃～40℃/0.05℃	各 1
		-20℃～105℃/0.5℃	
	基準フラスコ	10L 5L 2L 1L	各 1
	液体メーター用基準タンク	200L 100L 50L 20L 18L 10L 5L	各 1
	基準液柱型圧力計	300mmHg/1mmHg	1
基準重錘型圧力計	50MPa 20MPa 5MPa	各 1	
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	0.500g/cm ³ ～0.650g/cm ³	1	
検 定 検 査 設 備	タクシーメーター第2種検査用回転数計	最大 9,999回転	4
	温度計検査槽	体温計用、常温用0～100℃	各 1
	一級実用基準分銅	20kg～1mg	251
	二級実用基準分銅	1,000kg～10mg	226
	三級実用基準分銅	20kg～1kg	16
	電子台はかり	1,200kg/1g	1
	台はかり	100kg/5g	1
	電子天びん	32.1kg/5mg 34kg/0.1g	各 1
		6200g/10mg 5100g/0.2mg	
		210g/0.01mg 5.1g/1μg	
防振天びん台	非磁性体共鳴除振装置付	3	
防振検査台	ストーンテーブル等	11	
定盤	石製埋め込み式	3	
ホイストクレーン	1t 2.8t	各 1	
車 両	小型貨物自動車	2tトラック (2.99L)	1

6 特定市

計量法で定められた特定市は、都道府県の計量検定所が行う計量事務の中で、当該市の計量器の定期検査、立入検査、指導等を行っています。

本県では、岐阜市（中核市）が該当します。

市名	住 所	所 属 ・ 電 話 番 号	職 員 数	一般計量教習修了者
岐阜市	〒500-8701 岐阜市司町40番地1	岐阜市 市民協働生活部 市民相談・消費生活課 岐阜市計量検査所 TEL (058) 214 - 6154 FAX (058) 214 - 2580	4	0

7 市町村との連携

計量行政を円滑に推進するため、市町村と連絡、協議を実施しています。

(1) 特定市協議会

平成23年に計量法第155条は削除されましたが、計量法の統一的な行政の円滑な実施に当たっては、県と特定市の連携は必要であるため、引き続き立入検査の実施計画等について、年度初めに協議会を開催しています。

また、検査方法の整合性を図るため、技術担当者による検討会を随時実施しています。

(2) 定期検査事務打合せ

定期検査を円滑に実施するため、該当市町村と定期検査公示2ヶ月前に細部の打ち合わせをしています。

(3) 商品量目立入検査等の権限移譲

身近で迅速な対応が期待できる特定市（岐阜市）を除く20市1町に、食料品小売店を対象とした商品量目関係の立入検査等の権限を移譲し、県と連携をとりながら立入検査を遂行しています。

II 業務の概要

1 計量関係事業の届出及び登録

正確な特定計量器等の供給を確保するため、特定計量器の製造の事業を行おうとする者は経済産業大臣へ、修理及び販売の事業を行おうとする者は都道府県知事へ届出が必要です。

また、計量証明事業を行うためには、都道府県知事の登録が必要です。

(1) 市町村別製造・修理事業者数

区分		製造	修理
市町名			
令和5年度		22	40
令和6年度		22	40
令和7年度		22	40
令和7年度内訳	岐阜市	9	18
	大垣市	3	2
	高山市	1	3
	多治見市	4	5
	中津川市	1	1
	瑞浪市	0	0
	美濃加茂市	1	1
	土岐市	0	1
	各務原市	1	3
	可児市	0	2
	瑞穂市	1	1
	岐南町	1	1
	養老町	0	1
富加町	0	1	

(令和8年3月31日現在)

(2) 事業区分別製造・修理事業者数

区分	製造	修理		
令和5年度	85	68		
令和6年度	85	68		
令和7年度	85	68		
令和7年度内訳	タクシーメーター	0	13	
	質量計	第1類	9	8
		第2類	9	5
	分銅等	9	2	
	自重計	0	12	
	ガラス製温度計	2	0	
	水道メーター	第1類	1	0
		第2類	1	0
	自動車等給油メーター	4	4	
	小型車載燃料油メーター	4	4	
	大型車載燃料油メーター	4	0	
	定置燃料油メーター	4	0	
	液化石油ガスメーター	5	0	
	圧力計第2類	0	1	
	血压計	第1類	1	0
	濃度計	第1類	1	2
		第2類	1	2
		第3類	1	2
	ホッパースケール	5	2	
	充填用自動はかり	6	3	
コンベヤスケール	6	2		
自動捕捉式はかり	6	3		
その他の自動はかり	6	3		

(令和8年3月31日現在)

(3) 市郡別届出販売事業者数 (質量計)

市郡名 \ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高山市	25	25	25
多治見市	16	16	16
関市	11	11	11
中津川市	17	17	17
美濃市	3	3	3
瑞浪市	9	9	9
羽島市	6	6	6
恵那市	7	7	7
美濃加茂市	14	14	14
土岐市	8	8	8
各務原市	13	13	13
可児市	8	9	8
山県市	5	5	5
瑞穂市	7	7	7
飛騨市	6	6	6
本巣市	6	6	6
郡上市	8	8	8
下呂市	8	8	8
海津市	3	3	3
羽島郡	14	14	13
養老郡	5	5	5
不破郡	2	2	2
安八郡	4	4	4
揖斐郡	13	13	13
本巣郡	3	3	3
加茂郡 ※白川町除く	8	8	8
可児郡	2	2	2
大野郡	1	1	1
合計	232	233	231

※ 平成18年度より岐阜市に、平成24年度より大垣市・加茂郡白川町に届出事務の権限を移譲したため除外

(4) 市郡別計量証明事業所数

(令和8年3月31日現在)

市郡名	年度 区分	R5年度	R6年度	R7年度	令和7年度内訳				
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	質量	濃度	特定濃度	音圧 レベル	振動 加速度
岐阜市		31	31	31	15	7	1	4	4
大垣市		20	20	20	16	2	0	1	1
高山市		3	3	3	3	0	0	0	0
多治見市		8	8	8	8	0	0	0	0
関市		7	6	6	5	1	0	0	0
中津川市		6	6	6	4	2	0	0	0
美濃市		2	2	2	2	0	0	0	0
瑞浪市		5	5	5	4	1	0	0	0
羽島市		4	4	4	3	1	0	0	0
恵那市		6	6	6	6	0	0	0	0
美濃加茂市		4	4	4	4	0	0	0	0
土岐市		6	6	6	6	0	0	0	0
各務原市		6	6	6	6	0	0	0	0
可児市		6	6	5	1	2	0	1	1
瑞穂市		3	3	2	2	0	0	0	0
飛騨市		2	2	2	0	2	0	0	0
本巣市		1	1	1	1	0	0	0	0
郡上市		1	1	1	1	0	0	0	0
下呂市		4	4	4	4	0	0	0	0
海津市		5	5	5	5	0	0	0	0
羽島郡		7	7	7	4	1	0	1	1
養老郡		3	3	3	2	1	0	0	0
不破郡		3	3	3	3	0	0	0	0
安八郡		3	3	3	3	0	0	0	0
揖斐郡		4	4	4	4	0	0	0	0
加茂郡		3	3	3	2	1	0	0	0
可児郡		2	2	2	2	0	0	0	0
合計		155	154	152	116	21	1	7	7

※事業所数の数字は、登録区分ごとの件数を合計したものです。

※廃止届が提出されていなくても、すでに実質存在しない事業所は除いています。

(5) 適正計量管理事業所の指定状況

特定計量器を自主的に管理できる設備と計量士を置き、計量管理を適正に実施している事業所は、経済産業大臣または都道府県知事の指定を受けることができます。この指定を受けた事業所は、知事又は特定市が行う定期検査が免除されます。

(令和8年3月31日現在)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県の指定を受けている事業所数	519	519	519

※権限移譲分を除く。

(6) 指定製造者（特殊容器製造）

特殊容器とは、例えばビール瓶、牛乳瓶等に代表されるように、体積を計量する代わりに、政令で定める商品（牛乳、ビール、しょうゆ、食酢等）が決められた高さまで満たされていれば適正な計量が行われるように製造された透明又は半透明の容器のことです。この特殊容器を製造するためには、都道府県知事の指定を受けなければなりません。

(令和8年3月31日現在)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県の指定を受けている事業所数	1	1	1

2 特定計量器の検定

取引又は証明を目的として使用する正確な特定計量器を供給するため、計量法に基づいた検定を受けなければなりません。合格条件に適合した場合には証印を付します。

種類	年度 区分	令和5年度			令和6年度			令和7年度			
		検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	
タクシメーター		1,705	43	2.5	1,639	40	2.4	1,538	42	2.7	
質 量 計	電気式はかり	397	26	6.5	475	45	9.5	497	38	7.6	
	手 動 式	手動天びん	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		等比皿手動はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		棒はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		その他の手動はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	指 示	ばね式はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		手動指示併用はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		その他の指示はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	分 銅 等	分銅	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		定量おもり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
		定量増おもり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	体 積 計	水道メーター (口径40ミリメートル以下のもの)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
自動車等給油メーター		1,358	0	0.0	1,066	0	0.0	844	0	0.0	
小型車載燃料油メーター		174	2	1.1	198	0	0.0	166	1	0.6	
大型車載燃料油メーター		68	0	0.0	86	0	0.0	81	0	0.0	
定置燃料油メーター		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
簡易燃料油メーター		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
微流量燃料油メーター		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
液化石油ガスメーター	5	0	0.0	13	0	0.0	7	0	0.0		
ガラス製温度計		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
アネロイド型血圧計		1	0	0.0	2	0	0.0	73	0	0.0	
アネロイド型血圧計以外の アネロイド型圧力計		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
合 計		3,708	71	1.9	3,479	85	2.4	3,206	81	2.5	

3 基準器の検査

計量器製造・修理事業者及び計量士等が使用する基準器の検査を行っています。

種類	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	検査個数	不合格個数	不合格率(%)	検査個数	不合格個数	不合格率(%)	検査個数	不合格個数	不合格率(%)
一級基準分銅	108	0	0.0	98	0	0.0	113	1	0.9
二級基準分銅	301	2	0.7	263	2	0.8	334	2	0.6
三級基準分銅	488	0	0.0	438	0	0.0	563	0	0.0
タシ-メーター用基準器	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
液体メーター用基準タシ	7	0	0.0	4	0	0.0	7	0	0.0
基準手動はかり	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合計	905	2	0.2	804	2	0.2	1,017	3	0.3

4 特定計量器の定期検査

取引や証明を目的として使用している非自動はかり、分銅及びおもりは、計量法第19条に基づき2年に1回定期検査を受ける必要があります。この検査に合格した器物には合格シールを貼り、適正な計量の実施の確保に努めています。

(1) 検査件数と不合格件数

種類	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	検査件数	不合格件数	不合格率(%)	検査件数	不合格件数	不合格率(%)	検査件数	不合格件数	不合格率(%)
市部	1,500	30	2.00	1,433	23	1.61	1,351	23	1.70
郡部	391	11	2.81	323	8	2.48	357	6	1.68
合計	1,891	41	2.17	1,756	31	1.77	1,708	29	1.70

(2) 検査器物の種別個数

種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	検査個数	構成比(%)	検査個数	構成比(%)	検査個数	構成比(%)
電気式はかり	2,133	42.67	2,098	41.28	2,096	46.75
手動天びん	1	0.02	0	0.00	1	0.02
等比皿手動はかり	4	0.08	4	0.08	2	0.04
棒はかり	3	0.06	2	0.04	2	0.04
その他の手動はかり	277	5.54	283	5.57	221	4.93
ばね式はかり	1,215	24.30	1,218	23.97	1,094	24.40
手動指示併用はかり	12	0.24	8	0.16	6	0.13
その他の指示はかり	0	0.00	0	0.00	0	0.00
分銅	41	0.82	53	1.04	13	0.29
定量おもり	19	0.38	16	0.31	7	0.16
定量増おもり	1,294	25.89	1,400	27.55	1,041	23.22
合計	4,999	100.00	5,082	100.00	4,483	100.00

(3) 検査器物の市町村別成績

(令和7年度)

区分	検件	査数	不件	合格数	検個	査数	不個	合格数	電	気	式	手	動	不	等	比	不
市町村名									は	か	り	天	ん	合格	皿	動	合格
大垣市	294	2	647	4	311	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山市	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多治見市	155	4	511	5	303	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関市	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中津川市	186	3	490	4	183	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
美濃市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瑞浪市	77	1	311	2	174	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恵那市	159	2	426	2	144	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美濃加茂市	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土岐市	100	4	271	5	175	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各務原市	185	5	483	7	236	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
可児市	3	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山県市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瑞穂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛騨市	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡上市	186	2	456	2	156	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
下呂市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市合計	1,351	23	3,612	31	1,690	30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
羽島郡	1	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
笠松町	1	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養老郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不破郡	52	2	107	2	69	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
垂井町	51	2	104	2	66	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関ヶ原町	1	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安八郡	85	0	266	0	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸町	34	0	77	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輪之内町	23	0	60	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安八町	28	0	129	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揖斐郡	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揖斐川町	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本巣郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加茂郡	184	4	424	4	152	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂祝町	12	0	31	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富加町	11	0	50	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川辺町	27	1	36	1	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七宗町	16	0	27	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	38	2	95	2	32	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白川町	62	1	139	1	51	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東白川村	18	0	46	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
可児郡	34	0	65	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御溝町	34	0	65	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡合計	357	6	871	6	406	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,708	29	4,483	37	2,096	35	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

棒はかり	不合格	その動式	不合格	ねか	式り	不合格	手動指併	指示り	不合格	その他	の示り	不合格	分	銅	不合格	定おも	量り	不合格	定おも	量り	増り	不合格	区分	
																							市町村名	
1	0	30	0	155	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	148	0	0	0	0	大垣市	
0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	高山市	
0	0	20	0	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0	0	0	多治見市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	関市	
0	0	27	0	148	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	119	0	0	0	0	中津川市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	美濃市	
0	0	16	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	0	瑞浪市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	羽島市	
0	0	29	0	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131	0	0	0	0	恵那市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	美濃加茂市	
0	0	7	0	50	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	36	0	0	0	0	土岐市	
0	0	21	0	146	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0	0	0	0	各務原市	
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可児市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	山県市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	瑞穂市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	飛騨市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本巣市	
1	0	28	0	127	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	136	0	0	0	0	0	郡上市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	下呂市	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	海津市	
2	0	179	0	874	1	5	0	0	0	0	0	13	0	7	0	839	0	0	0	0	0	0	市合計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	羽島郡	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	岐南町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	笠松町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	養老郡	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	養老町	
0	0	1	0	32	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	不破郡	
0	0	1	0	32	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	垂井町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	関ヶ原町	
0	0	16	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	安八郡	
0	0	4	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	神戸町	
0	0	5	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	輪之内町	
0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	安八町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	揖斐郡	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	揖斐川町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	大野町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	池田町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本巣郡	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	北方町	
0	0	24	0	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	0	0	0	0	0	加茂郡	
0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	坂祝町	
0	0	6	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	富加町	
0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	川辺町	
0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	七宗町	
0	0	6	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	八百津町	
0	0	8	0	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	白川町	
0	0	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	東白川村	
0	0	1	0	20	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	可児郡	
0	0	1	0	20	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	御嵩町	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	大野郡	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	白川村	
0	0	42	0	220	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202	0	0	0	0	0	0	郡合計	
2	0	221	0	1,094	2	6	0	0	0	0	0	13	0	7	0	1,041	0	0	0	0	0	0	合計	

*岐阜市内は、岐阜市が実施しています。

5 定期検査に代わる計量士による検査

計量法第25条に基づき国家資格者である計量士が検査を行った質量計は、都道府県知事による定期検査が免除されます。

(1) ひょう量5t未満の質量計

種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受検数	不合格数	受検数	不合格数	受検数	不合格数
電気式はかり	2,770	6	3,935	11	3,166	12
手動天びん	1	0	8	0	123	0
等比皿手動はかり	2	0	1	0	10	0
その他の手動はかり	22	0	44	0	37	0
ばね式はかり (直線目盛含む)	298	1	340	1	326	4
手動指示併用はかり	38	0	15	0	37	0
その他の指示はかり	1	0	0	0	1	0
分銅	124	0	22	0	94	0
定量おもり	10	0	0	0	0	0
定量増おもり	110	0	120	0	223	0
合計	3,376	7	4,485	12	4,017	16

(2) ひょう量5t以上の質量計

種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受検数	不合格数	受検数	不合格数	受検数	不合格数
電気式はかり	182	0	204	0	231	0
その他の手動はかり	1	0	3	0	3	0
その他の指示はかり	0	0	2	0	1	0
合計	183	0	209	0	235	0

6 計量証明検査に代わる計量士による検査

計量法第120条に基づき国家資格者である計量士が計量証明事業に使用する質量計（トラックスケール）及び環境計量器の検査を行った場合は、計量法第116条の都道府県知事による計量証明検査が免除されます。

(1) ひょう量5t以上の質量計

種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受検数	不合格数	受検数	不合格数	受検数	不合格数
電気式はかり	24	0	42	0	42	0
その他の手動はかり	2	0	2	0	2	0
その他の指示はかり	0	0	0	0	0	0
合計	26	0	44	0	44	0

(2) 環境計量器（濃度計、騒音計、振動レベル計）

種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受検数	不合格数	受検数	不合格数	受検数	不合格数
濃度計	6	0	0	0	0	0
騒音計	7	0	0	0	0	0
振動レベル計	0	0	0	0	0	0
合計	13	0	0	0	0	0

7 環境計量器の検定

取引証明に使用する環境計量器の有効期間が満了した場合、検定を受けなければなりません。

(一財)日本品質保証機構（通称JQA）の検定等を受けた対象の特定計量器は、次のとおりです。

区分		受検数	不合格数	不合格率 (%)
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		11	0	0.0
ガラス電極式水素イオン濃度計検出器		19	0	0.0
騒音計	性能が高い旨の表記のもの	5	0	0.0
	性能が普通である旨の表記のもの	14	0	0.0
振動レベル計		10	1	10.0
レベルレコーダー		6	0	0.0
合計		65	1	1.5

(令和7年度実績)

8 依頼検査

計量法で定める取引又は証明に用いることを目的とせず、主に企業内の品質管理に使用する計量器について、依頼に応じて検査を実施しています。

年度	区分	検定に係るもの	定期検査に係るもの	基準器検査に係るもの
令和5年度		20	148	81
令和6年度		11	206	90
令和7年度		11	100	58

9 立入検査

消費者利益の保護の一環として、計量器の正確な使用と正量取引の励行を促進するため、計量法第148条の規定に基づき立入検査しています。

(1) 計量器の立入検査成績

特定計量器を使用している事業所に対し、有効期限の遵守あるいは定期検査の受検状況等を確認するため立入検査を実施しています。

年度 \ 区分	実施市町村	検査延日数	延従事職員数	検査事業者数	不適正事業者数	検査数量	不適正数量
令和5年度	15市 7町	21	36	157	63	97,981	65
令和6年度	16市 6町 1村	18	36	177	58	24,828	58
令和7年度	13市 10町 1村	10	20	79	25	258	26

ア 特定計量器の内訳

区分	検査事業者数	不適正事業者数 ※1	検査数量	不適正数量	不適正の内容		
					有効期間満了	証印破棄	その他
質量計	52	21	21	21	21	0	0
燃料油メーター	27	4	237	5	5	0	0
タクシーメーター	0	0	0	0	0	0	0
水道メーター	0	0	0	0	0	0	0
ガスメーター	0	0	0	0	0	0	0
子メーター	0	0	0	0	0	0	0
合計	79	25	258	26	26	0	0

(質量計の検査数量は免除(代検査済み含む)と不適正を確認した機器個数)

(2) 商品量目立入検査成績(岐阜市を除く権限移譲した20市1町分の数字を含む)

食料品小売店を対象として、食料品の内容量が適正に計量されているかを調査するため立入検査を実施しています。

年度 \ 区分	実施市町村	検査延日数	検査延人数	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数	参考※2
							不足	超過
令和5年度	18市 3町	35	79	68	6	2,449	24	9
令和6年度	18市	35	83	38	6	2,582	43	52
令和7年度	18市	35	81	37	6	2,256	28	3

※1 不適正事業者

不備：本来必要とされているものが揃っていない。

違反：法などルールとは違った運用を行っている。

不正：意図的な改ざんなど恣意的に採否を行っている。

※2 計量法上の違反ではないが、ガイドラインで指導の対象となるもの。

(3) 商品量目立入検査成績の内訳

実施市町村18市

実働

35日間

延べ人員

81名

区分	検査戸数	不適正戸数	検査個数	検査結果の内訳			量目不足の主な原因				
				ガイドラインに定める過量	正量	量目不足個数	風袋量の無視・軽視	乾燥等の自然減量	その他		
特 定 商 品	食肉類	食肉	21	0	433	1	432	0	0	0	0
		食肉の加工品	12	0	90	0	90	0	0	0	0
	魚介類	魚介類	32	1	579	0	578	1	1	0	0
		魚介類の加工品	14	0	144	0	144	0	0	0	0
	野菜類	野菜	36	6	517	0	502	15	9	2	4
		野菜の加工品	5	0	32	0	32	0	0	0	0
	農産物の漬物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	果実類	果実	7	0	23	0	23	0	0	0	0
		果実の加工品	1	0	9	0	9	0	0	0	0
	調理食品	調理食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		つくだに	1	0	2	0	2	0	0	0	0
		その他の調理食品	22	2	409	2	395	12	12	0	0
	茶類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	菓子類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	精米及び精麦	1	0	3	0	3	0	0	0	0	
	穀類（豆類及び粉類）	2	0	15	0	15	0	0	0	0	
	穀類（豆類及び粉類）の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	めん類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	調味料類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		非食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非特定商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		154	9	2,256	3	2,225	28	22	2	4	

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正戸数		検査個数	不適正個数	不適正事業者の措置		
		延べ数	実数	延べ数	実数			現場での口頭注意	文書等による指導	勧告 法第15条
35	81	154	37	9	6	2,256	28	6	0	0

(4) 事業者への立入検査

製造・修理事業者等、計量証明事業者、適正計量管理事業所に対し立入検査を実施し、適正な計量管理について指導を行っています。

ア 製造・修理事業者、指定製造者（特殊容器製造）

項目		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査事業所数			0	0	2
※不適正事業者数			0	0	1
内 訳	届出書等記載事項に関する事項		0	0	1
	検査義務の履行に関する事項		0	0	0
	検査器具の管理状況に関する事項		0	0	0
	その他の指導事項		0	0	0

イ 計量証明事業者

項目		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査事業所数			16	7	2
※不適正事業者数			9	5	1
内 訳	登録に関する事項		7	7	0
	事業規程に関する事項		4	5	0
	使用計量器に関する事項		1	1	0
	計量の方法に関する事項		0	0	1
	計量証明書に関する事項		1	2	0
	その他の指導事項		0	1	0

ウ 適正計量管理事業所

項目		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査事業所数			0	3	0
※不適正事業者数			0	2	0
内 訳	指定申請に関する事項		0	3	0
	計量管理の方法に関する事項		0	2	0
	使用計量器に関する事項		0	1	0
	検査に関する事項		0	0	0
	その他の指導事項		0	0	0

※不適正事業者

不備：本来必要とされているものが揃っていない。

違反：法などルールとは違った運用を行っている。

不正：意図的な改ざんなど恣意的に採否を行っている。

10 計量思想の普及

(1) 計量記念日における計量関係功労者の知事表彰

日 時 令和7年10月31日
 場 所 計量検定所 研修室
 被表彰者 1名

(2) 計量記念日ポスターの募集及びポスター展の開催

計量法が施行された11月1日の「計量記念日」にちなみ、記念事業の一環として、県内中学生を対象に「正しい計量器で正しく計ることの大切さ」を表現したポスター募集を行いました。

また、優秀な作品を展示して、計量思想の普及啓発に努めました。



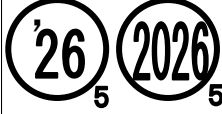

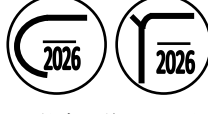



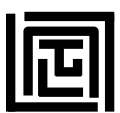






優 秀 作 品 岐阜県知事賞など入賞7点 入選8点
 展 示 場 所 ハートフルスクエア-G
 展 示 期 日 令和7年10月24日～11月4日

(3) 夏休み計量教室の開催

日 時 令和7年8月6日
 場 所 計量検定所 研修室
 参 加 者 25名

11 各種証印、表示等

(1) 計量法で定める証印、表示等

検定証印	計量証明 検査済証印	定期検査済証印	消印	修理済表示
				 ※数字は修理した年
基準器検査証印	特殊容器の表示	家庭用計量器基準 適合義務の表示	基準適合証印	装置検査証印
				
適正計量管理 事業所の標識	認定特定計量証明 事業者が証明書に 付す標章	計量証明事業者が 証明書に付す標章	指定校正機関が 証明証に付す標章	認定事業者が 証明書に付す標章
				

(2) 検定、検査等で使用する証印、表示等

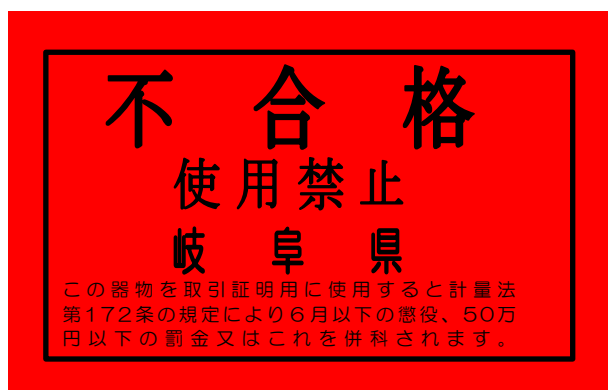
ア 定期検査用

(合格)

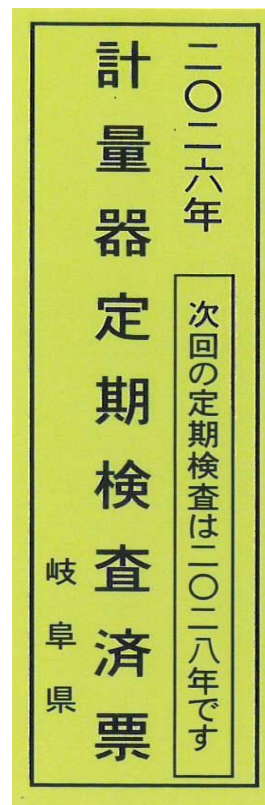


定期検査済証印

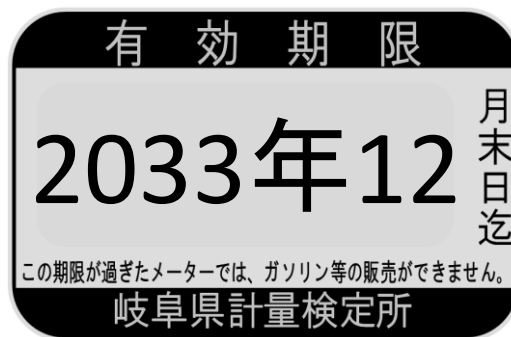
(不合格)



(済票)



イ 燃料油メーター検定用



ウ タクシーメーター装置検査用



12 計量検定所業務計画表（令和8年度予定）

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
検 定	タクシーメーター	出張1日 持込3日	出張6日 持込3日	出張1日 持込3日	出張7日 持込3日	出張1日 持込3日	出張3日 持込3日
	質量計	← 申請に対する検定実施					
	燃料油メーター	← 申請に対する検定実施					
	その他	← 申請に対する検定実施					
基準器検査		← 申請に対する基準器検査実施					
依頼検査		← 申請に対する依頼検査実施					
定期検査	上旬	本巣郡		可児市	揖斐郡		高山市
	中旬	瑞穂市	関市	海津市	揖斐郡	高山市	高山市
	下旬	本巣市	関市	海津市	飛騨市	高山市	
立 入 検 査	商品量目（県実施分）			立入事業所決定	立入実施	再立入実施	結果報告
	商品量目（市移譲分）			立入事業所決定	立入実施	再立入実施	結果報告
	タクシーメーター						
	燃料油メーター						
	水道メーター						
	ガスメーター						
	液化石油ガスメーター			燃料油メーター立入検査と併せて実施			
	適正計量管理事業所						
	計量証明事業者（質量）						
	計量証明事業者（環境）						
	製造・修理事業者						
	販売事業者						
質量計（はかり）					立入実施	立入実施	
普及啓発	計量関係功労者知事表彰	団体へ推薦依頼			推薦締切	審査	本課進達
	計量記念日ポスター展	後援・議長賞依頼	募集				募集期限・審査
講習会	計量主任者試験			6/12			9/11
	計量主任者研修会						
	適正計量管理主任者研修会						
	販売事業者研修会						
計量教習	計量研修センター教習						一般計量教習
計量行政会議			東海北陸計量 行政協議会総会 （静岡県） 特定市協議会	都道府県計量 行政協議会 （東京都）			第1回 計量会議 （富山県）
計量関係団体行事		計量士会総会 環境計量証明 計量協会総会 他理事会	管理協会総会 LPガス スタンド協会 LPガス協会	LPガス計量 自治管理組合 計量証明協会	中部7県計量 協議会 （愛知県）		

(令和8年度予定)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
出張0日 持込3日	出張4日 持込4日	出張0日 持込4日	出張3日 持込4日	出張4日 持込5日	出張5日 持込3日	出張：35日 持込：41日 計：76日
申請に対する検定実施					➡	
申請に対する検定実施					➡	
申請に対する検定実施					➡	
申請に対する基準器検査実施					➡	
申請に対する依頼検査実施					➡	
下呂市	山県市	羽島市		美濃加茂市		未受検者については、各地域の検査終了ごとに県各総合庁舎等で再検査を実施
養老郡		羽島市				
養老郡	羽島郡		美濃市			
立入事業所決定	立入実施	再立入実施				
立入事業所決定	立入実施	再立入実施				
					立入実施	
立入実施						
					立入実施	
					立入実施	
燃料油メーター立入検査と併せて実施						
					立入実施	
					立入実施	
					立入実施	
					立入実施	
					立入実施	
	立入実施		立入実施	立入実施		
	表彰(10/30)					
入賞・入選作品展示		作品返却				
		12/11			3/12	新規に計量証明事業者となる事業所は随時行う
一般計量教習	一般計量教習	一般計量教習	一般計量特別教習	一般計量特別教習	一般計量特別教習	
			第2回 計量会議 (三重県)	全国計量 行政会議 (東京都)		